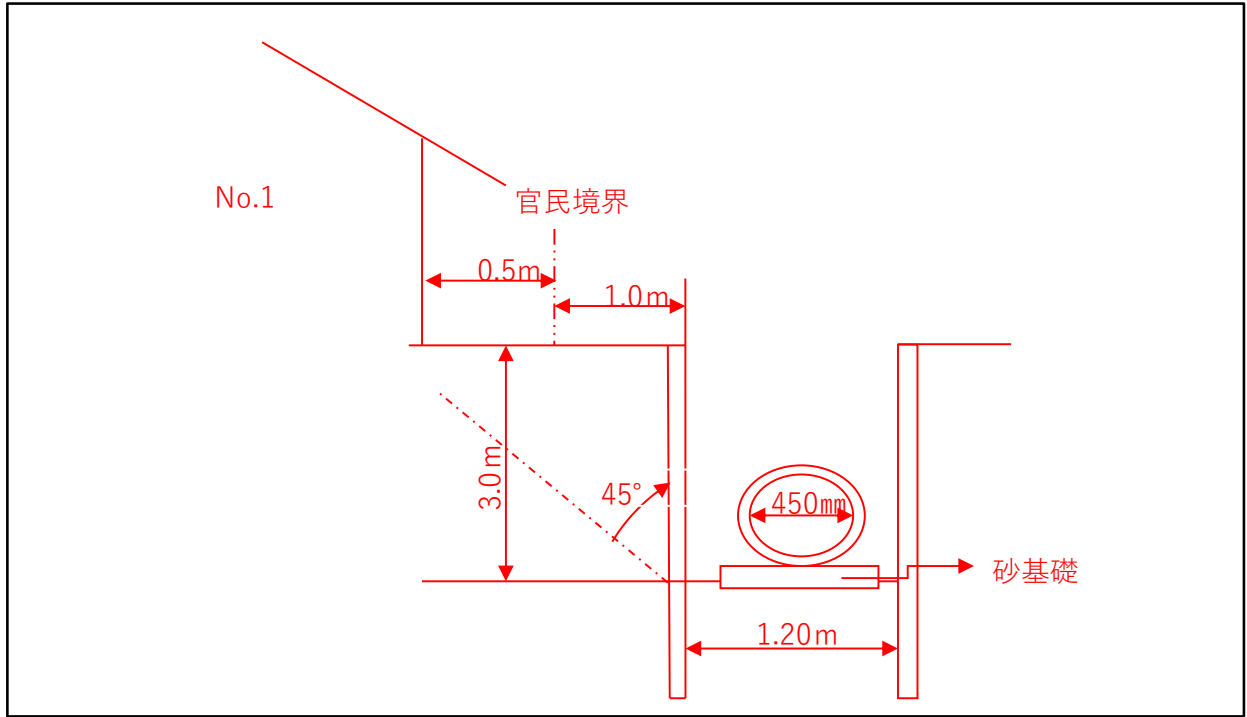


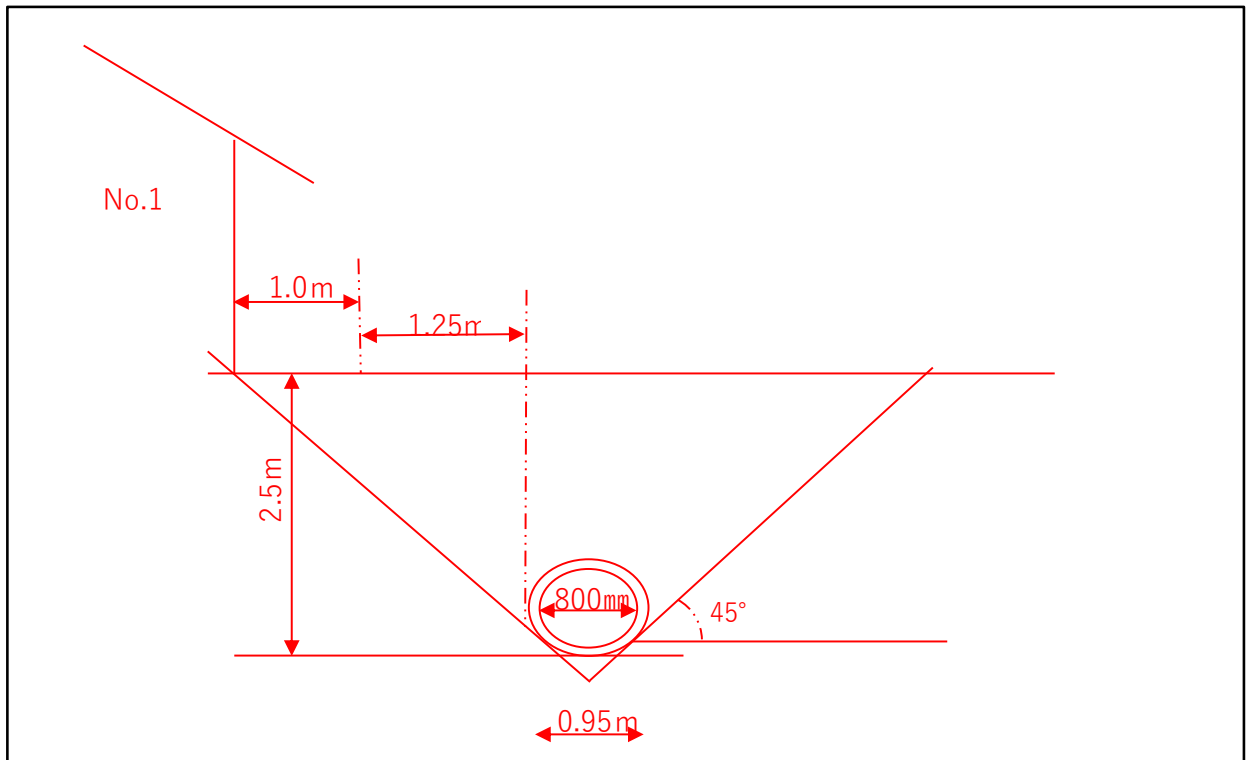
損害発生家屋等における掘削断面図

家屋番号	1
------	---

路線・人孔名 (A路線)



路線・人孔名 (B路線)



(A 4 タテ)

- (注) 1 損害が発生した全物件について、工事と調査物件との位置を明示する。
- 2 損害発生物件に近接する 施工した全路線、全人孔等 に対して掘削断面図を作成すること。ただし、内面被覆工法や掘削を伴わない改造人孔は、作成を不要とする。
- 2 調査対象物件の図に、事後調査実施確認一覧表の家屋番号を記載する。
- 3 断面図に表示する建物は、下水道管の下流に向かって表示する。（右、左）外構（門・柵・塀）がある場合は、その位置も記載する。
- 4 調査対象物件の配置に沿った図にすること（同じ図を使用し、数値等だけを変更しないこと）。
- 開削工事における掘削深さ・掘削幅・官民境界までの距離、シールド工事または推進工事における埋設深さ・掘進機外径・官民境界までの距離は縮尺を整合させること。
- 5 シールド工事または推進工事の場合は、掘進機外径が対象物件に最も近い位置から官民境界までの距離を記載する。
- 6 工事側線側に他の物件がある場合は、工事側線から対象物件までの距離を明記すること。
- 7 掘削断面図には、影響線[※]を表示し、その影響角度を記入する。
（例：45°、50°、55°、60° など）
- ※ 開削工法：掘削床付け位置からの影響線
シールド工事または推進工事：掘進機位置からの影響線
- 8 基礎のない場合の記載例

